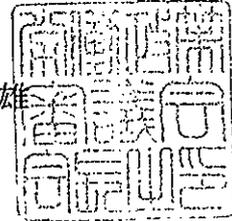


労 審 発 第 6 8 3 号
平成 2 5 年 2 月 2 0 日

厚生労働大臣
田村 憲久 殿

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄



平成 2 5 年 2 月 2 0 日 付 け 厚 生 労 働 省 発 職 0 2 2 0 第 3 号 を も っ て 諮 問 の あ っ た 「 駐 留 軍 関 係 離 職 者 等 臨 時 措 置 法 及 び 国 際 協 定 の 締 結 等 に 伴 う 漁 業 離 職 者 に 関 す る 臨 時 措 置 法 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 案 要 綱 」 に つ い て は 、 本 審 議 会 は 、 下 記 の と お り 答 申 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

(別紙)

平成25年2月20日

労働政策審議会
諏訪 康雄 殿

職業安定分科会
分科会長 大橋 勇雄

「駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案要綱」について

平成25年2月20日付け厚生労働省発職0220第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。